

立憲民主党「年収の壁」等に対する提案

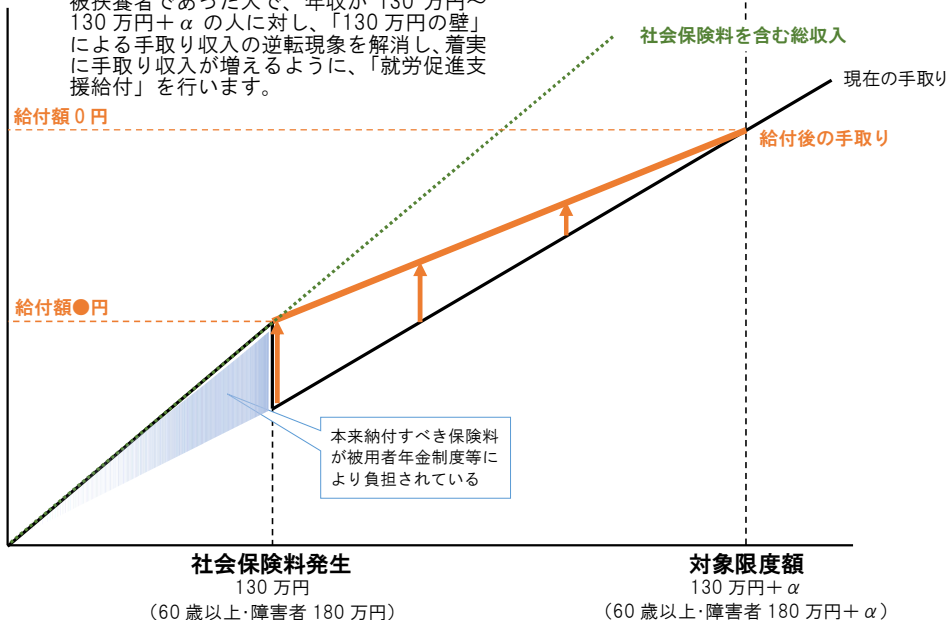
「年収の壁」とは

- 一定の規模を超える事業所（※）に勤める短時間労働者であれば、年収「106万円」以上となると、社会保険料を支払うことになって手取りが減ります。しかし、厚生年金が適用されて将来受け取れる年金給付が増える、健康保険等から傷病手当金・出産手当金を受給できるようになるというメリットがあります。私たちは「106万円」を「壁」と捉えていません。
 - 問題なのは「130万円の壁」です。①自営業・フリーランスの人、②一定の規模以下の事業所（※）で働く短時間労働者は、「130万円の壁」を越えて被扶養者でなくなった際に、国民年金・国民健康保険の保険料を支払い、手取りが減ることになる一方、年金給付等のメリットは得られません。
- ※現在は従業員100人、2024年10月以降は50人

当分の間の措置（就労支援給付制度）

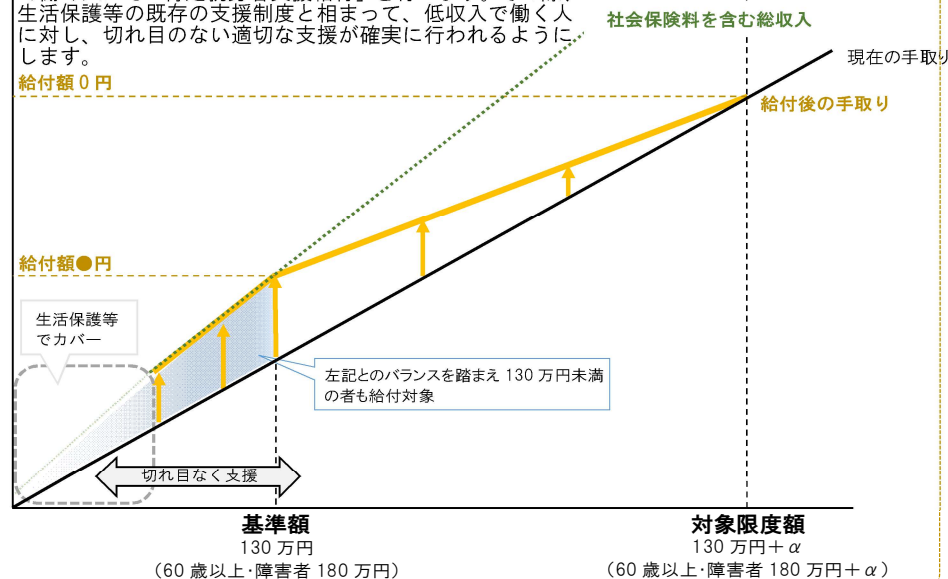
就労促進支援給付【「年収の壁」対策（3号→1号のケース等）】

被扶養者であった人で、年収が130万円～130万円+ α の人に対し、「130万円の壁」による手取り収入の逆転現象を解消し、着実に手取り収入が増えるように、「就労促進支援給付」を行います。



特定就労者支援給付【低所得就労者対策（1号のケース等）】

被扶養者だった人だけでなく、低収入（130万円+ α 未満）で働く人にも「特定就労者支援給付」を行います。その際、生活保護等の既存の支援制度と相まって、低収入で働く人に対し、切れ目のない適切な支援が確実に行われるようにします。



抜本的改革

◇第3号被保険者制度の見直しについて検討します。

◇企業で働く人のため、厚生年金・健康保険の適用拡大を進めます。

- 中小零細企業で働いていても厚生年金・健康保険に加入できるよう、新たに適用される事業所に必要な支援策を講じた上で企業規模要件を撤廃します。
- 年収「106万円」（月額8.8万円）は「壁」でないため、年収「92万円」（月額7.7万円）に引き下げ、より低い収入の人でも厚生年金・健康保険が適用されるようにします。

◇多様な就労形態で働く人の処遇改善、社会保障の充実について検討します。